育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年法律第65号)

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進める ため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。(船員 にも適用されるため、厚生労働省とともに国土交通省も所管。)

1 子育て期間中の働き方の見直し

3歳までの子を養育する労働者について、所定労働時間の短縮措置(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、 労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。 船員適用除外事項

子の看護休暇制度を拡充(小学校就学前の子が1人であれば年5日(現行どおり)、2 人以上であれば年10日)する。

2 父親も子育てができる働き方の実現

父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。

父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

3 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)する。

4 実効性の確保

苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。

勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に虚偽の報告をした者等に対する 過料を創設する。

船員に関する適用

船員については、船舶が職場であり、かつ生活の場でもあること等の船員労働の特殊性を 考慮して、時間外労働の制限等、一部の規定を適用除外とした上で本法を適用しているとこ るであり、今般の改正においても、所定外労働の免除を除き、船員に対し上記の改正を適用 することとする。

なお、現行制度上では、船員の特例規定(第60条)に基づき、厚生労働大臣の権限を国 土交通大臣に読み替えて適用している。

公布日

平成21年7月1日

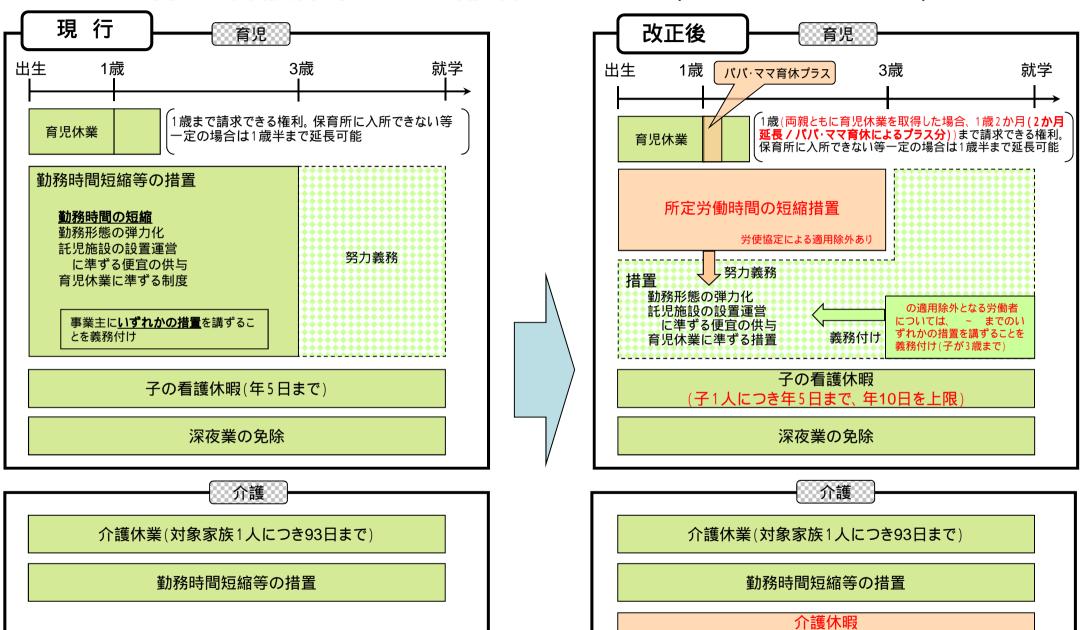
施行日

1~3 平成22年6月30日

4 (調停制度の創設を除く。) 平成21年9月30日

4 (調停制度の創設に限る。) 平成22年4月 1日

育児・介護休業法の一部改正について(平成21年法律第65号)



(家族1人につき年5日まで、年10日を上限)